

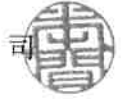
平成29年9月4日

函館聖パウロ会理事長 木村悦子様

監事 不京真



監事 本間茂



定期監査の報告について

平成29年9月4日に実施した定款第20条第1項の規定に基づく、法人本部・さゆり園の会計監査結果、さゆり園入所者預り金監査結果について、別紙のとおり報告いたします。

以上

監 査 報 告 書

1. 監査年月日 平成29年9月4日（月） 午後5時30分～午後6時15分
2. 監事氏名 不京 真一、本間 茂司
3. 立会者 常務理事 福島 純子
4. 監査業務に従事した職員 徳本園長、時田事務員、中山事務員
5. 監査事項

(1) 法人本部・施設会計について

(2) さゆり園入所者の預り金について

6. 監査所見

(1) 法人本部・施設会計について

法人本部会計・さゆり園会計について、貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書と関係諸帳簿並びに証書類と照合した結果、これらの計数はいずれも正確であることを認めます。

(2) さゆり学園入所者の預り金について

さゆり園入所者の預り金管理、内部牽制体制については、適正に取り扱いがされていると認めます。

以 上

平成29年11月16日

函館聖パウロ会理事長 木村悦子様

監事 本間茂司



監事 不京真一



定期監査の報告について

平成29年11月16日に実施した定款第20条第1項の規定に基づく、法人本部・さゆり園の会計監査結果、さゆり園入所者預り金監査結果について、別紙のとおり報告いたします。

以上

監 査 報 告 書



1. 監査年月日 平成29年11月16日(木) 午後5時30分～午後6時10分

2. 監事氏名 本間 茂司、不京 真一

3. 立会者 業務執行理事 福島 純子

4. 監査業務に従事した職員 徳本園長、中山事務員、時田事務員

5. 監査事項

(1) 法人本部・施設会計について

(2) さゆり園入所者の預り金について

6. 監査所見

(1) 法人本部・施設会計について

法人本部会計・さゆり園会計について、貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書と関係諸帳簿並びに証書類と照合した結果、これらの計数はいずれも正確であることを認めます。

(2) さゆり園入所者の預り金について

さゆり園入所者の預り金管理、内部牽制体制については、適正に取り扱いがされていると認めます。

以 上



平成30年3月13日

函館聖パウロ会理事長 木村悦子様

監事 本間茂司



監事 不京真



定期監査の報告について

平成30年3月13日に実施した定款第20条第1項の規定に基づく、法人本部・さゆり園の予算執行状況監査結果、さゆり園入所者預り金監査結果について、別紙のとおり報告いたします。

以上



監 査 報 告 書

1. 監査年月日 平成30年3月13日(火) 午後5時30分～午後6時00分
2. 監事氏名 本間 茂司、不京 真一
3. 立会者 業務執行理事 福島 純子
4. 監査業務に従事した職員 徳本園長、中山事務員、時田事務員、池田事務員
5. 監査事項
 - (1) 予算の執行状況について
 - (2) さゆり園入所者の預り金について
6. 監査所見
 - (1) 予算の執行状況について
予算の執行状況については、関係書類等により確認した結果、適正に執行されていると認めます。
 - (2) さゆり園入所者の預り金について
さゆり園入所者の預り金管理、内部牽制体制については、適正に取り扱いがされていると認めます。


以 上




監査報告書

平成30年5月23日

社会福祉法人函館聖パウロ会
理事長 木村悦子様

監事 本間 茂 

監事 不亭 真 

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について、検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純財産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上